

関原発 第499号  
2020年12月22日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る  
使用前検査申請書の記載内容変更について

2020年10月15日付け関原発第350号で申請しました高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

## 1. 使用前検査申請書

高浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第350号(2020年10月15日)

## 2. 変更の内容及び変更の理由

## 2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2020年10月15日付け関原発第350号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2020年11月 4日 至 2021年 1月19日
	(四号) 自 2020年12月14日 至 2021年 1月19日
	(五号) 自 2021年 1月19日 至 2021年 1月19日
使用開始予定年月日	2021年 1月19日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2020年10月15日

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自 2020年11月 4日 至 未定
	(四号) 自 2020年12月14日 至 未定
	(五号) 未定
使用開始予定年月日	未定
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2020年10月15日 2020年11月 4日 2020年12月22日

## 2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

## 2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

#### 変更理由

2020年11月20日に発生した高浜発電所第4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、今後の工程を見直すこととしたため、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」を未定とする。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

#### <添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

